

議案第 6 号

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の月額報酬に加え、農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づく交付金を財源とした農地集積や遊休農地解消等の活動実績に応じた年額報酬を支給することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会会長	月額 16,000円	〃
農業委員会委員	月額 14,000円	〃
農地利用最適化推進委員	月額 14,000円	〃

」

を

「

農業委員会会長	月額16,000円及び年額 として活動実績に応じて町 長が別に定める額	〃
農業委員会委員	月額14,000円及び年額 として活動実績に応じて町 長が別に定める額	〃
農地利用最適化推進委員	月額14,000円及び年額 として活動実績に応じて町 長が別に定める額	〃

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
農業委員会 会長	月額16,000円及 び年額として活動実績 に応じて町長が別に定 める額	〃	農業委員会 会長	月額 16,000円	〃
農業委員会 委員	月額14,000円及 び年額として活動実績 に応じて町長が別に定 める額	〃	農業委員会 委員	月額 14,000円	〃
農地利用最 適化推進委 員	月額14,000円及 び年額として活動実績 に応じて町長が別に定 める額	〃	農地利用最 適化推進委 員	月額 14,000円	〃
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

改正要旨

1 改正の経緯

国の農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づく農地利用最適化交付金が措置され、従前の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に加え、農地集積や遊休農地解消等の活動実績に応じた報酬の支給が可能となりました。本町におきましては、従前の農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬月額に加え、この要綱に規定する交付金の額の範囲内において、当該活動実績に応じた年額報酬（一人当たり上限額84,000円）を支給するため新たに規定するものです。

2 改正の概要

職名	変更前	変更後
農業委員会会長	月額 16,000円	月額16,000円及び年額として活動実績に応じて町長が別に定める額
農業委員会委員	月額 14,000円	月額14,000円及び年額として活動実績に応じて町長が別に定める額
農地利用最適化推進委員	月額 14,000円	月額14,000円及び年額として活動実績に応じて町長が別に定める額

「活動実績」にあたる活動とは、実質化された人・農地プランに関する次の活動をいいます。

- (1) 意向確認調査の実施
- (2) 地域協議の場への出席、情報提供及びこれらに必要な活動
- (3) 実質化された人・農地プランにおいて担い手や農地中間管理機構に対する貸付等の意向のある農地として記載された農地について、集積・集約化させるた

めの調整活動

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。